

公聴会に関する資料

①公述人から手渡された資料

知多都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)「知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見(3月3日公聴会用 公述原稿)

1 まだ使える知多南部クリーンセンター(1998年4月稼働)、他は1990,1991年稼働

- * 知多南部クリーンセンターは平成10年4月に稼働したばかりなのに、経済的耐用年数が平成24年と強引に導いた結果を前提としているが、半田市クリーンセンターは平成3年3月稼働、常滑武豊衛生組合クリーンセンター常武は平成2年3月稼働と、すでに26年以上稼働しており、こうした例からみても、知多南部クリーンセンターを19年間で廃止するのは無駄な投資である。
- * 知多南部クリーンセンターは平成10年4月に稼働したが、平成20、21年度に白煙防止用空気予熱器、ろ過式集塵機、火格子等の大規模補修を計5億円弱で実施したばかりであり、通常はこの後10年近くは使用できるものである。また、「耐用期間15~16年をピークに多少耐用の長い方に裾を引く分布となっており、最長は30年となっている。ただし、近年に建設された施設については、その後の焼却技術の改良等によりこれよりも耐用期間が長くなっていると考えられる。」としており、経済的耐用年数14年に基づく廃止は受け入れられない。こうした施設を廃止する明確な理由を示すべきである。

2 処理能力がまだ過大である(構成市町ごとにバラバラの将来推計)

- * 処理能力が283t/日とあり、方法書段階の380t/日を大幅に削減した計画は初めてであり、評価できるが、まだまだ過大である。

焼却処理量の推計の基本となる人口について、見解では“ごみ焼却施設の処理能力は、構成市町2市3町2組合で策定した「知多南部地域ごみ処理基本計画(平成28年8月)」に基づき設定しております。”とあるが、この将来人口について“半田市にて推計した将来推計人口…常滑市総合計画の数値を反映する…南知多町による推計値の数値を反映する…美浜町による推計値の数値を反映する…第5次武豊町総合計画・後期戦略プランの数値を反映する”とあり、それぞれ勝手な推計値を用いている。

また、ほとんどの自治体で人口推計の基本としている国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(H25.3推計)』より過大となっている。

例えば常滑市総合計画では平成37年(2025年)に59,240人になるので、各種施策の推進で59,916人に増加させるとしているが、知多南部地域ごみ処理基本計画では希望的観測の59,916人を用いている。しかし、『日本の地域別将来推計人口』では、52,784人に減少すると推計されている。

3 排出量も過大(総排出量/人口が一定)

- * 将来人口の過大見積もりの上に、排出量も過大である。人口推計及び将来焼却処理量の表から、総排出量/人口を計算すると、平成32年から平成37年までは0.349t/年/人であり、可燃ごみ焼却処理量/人口を計算すると、平成32年から平成37年までは0.273t/年/人と、毎年同じ比率になっている。人口の増加施策は困難でも、一人当たりのごみ排出量の削減策はいろいろあり、そうした施策を取り入れた焼却処理量を推定すべきである。

4 間違い指摘意見を準備書に紹介もせず、見解もない。

①「愛知県廃棄物処理計画」に反する

- * 都市計画対象事業の処理能力280t/日は過大すぎる。廃棄物処理法第5条の2により環境大臣が定めた基本方針に則して、第5条の5により愛知県が定めた「愛知県廃棄物処理計画」(平成24~28年度)では、一般廃棄物の減量化の目標量として、「排出量は9%減」としている。この「愛知県廃棄物処理計画」に反するような過大な処理能力は認められない。県の環境影響評価審査会議で十分慎重な審議をしていただきたい。**なお、この意見は準備書に照会もされず、当然ながら見解もない。**

②余熱利用施設の計画不明

* 余熱利用として、発電のほかに“武豊町屋内温水プール（仮称）への熱供給” p9 があるが、その場所を計画施設の配置図に示し、熱供給の費用など維持管理方法はどうするのかを明記すべきである。なお、この意見は準備書に紹介もされず、当然ながら見解もない。

③ 予測条件で武豊火力等の交通量増加を加味すべき

* 交通量の予測条件は“（平成 28 年 10 月の）現地調査における平日及び土曜の一般車両及び現況の廃棄物運搬車両交通量を用いる”とし、例えば No. 7(国道 247 号)では、平日 14,125 台（大型車 1,028）/16 時間 p481 に、工事中は大型車 18 台、小型車 53 台 p489、供用時は大型車 44 台だけであるが、この地域は武豊火力等の大規模工事、供用が予定されており、道路交通公害（大気、騒音、振動）は激化することが明らかである。現地調査時の交通量に追加して予測すべきである。この意見も準備書に紹介せず、見解もない。

ちなみに、武豊火力では工事開始後 11 か月目に No. 7(国道 247 号)とほとんど同じ地点で工事関係車両が 1,914 台（大型車 1,658）、定期点検時には 1,364 台（大型車 184 台）と桁違いの車両が通過する。これを無視した予測は意味がない。

また、大阪ガスの関係会社の中山名古屋共同発電が新設の名古屋第 2 発電所 11 万 kw（計画地の 300m 北側）の営業運転を 2017 年 9 月 2 日から開始しており、この交通量も現地調査の 2016 年には含まれておらず、将来予測交通量が過小に評価されている。

④ 低周波音の調査、評価は不十分（31.5HZ 以上で心身に係る苦情の可能性）

* 低周波音の調査の評価で「物的苦情に関する参照値」と「心身に係る苦情に関する参照値」を混同している。表 8.2-9G 特性等価音圧レベルの注 2)で“表中の値は「心身に係る苦情に関する参照値」を示している”のは“「物的苦情に関する参照値」”の間違いである。資料 2 の p316～p319 も同様に間違っている。

この意見は準備書に紹介もせず、まして、見解も示していない。明らかな間違いを指摘したのだから、素直に意見を紹介したうえで、修正すべきである。

「低周波音問題対応の手引き書」（環境省、平成 16 年 6 月）では、どちらも 1/3 オクターブバンド音圧レベルを参照値とも比較し“参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられる。”とされているが、“G 特性等価音圧レベルは…「心身に係る苦情に関する参照値」の 92dB を下回っていた。また、1/3 オクターブバンド周波数別の音圧レベルの調査結果は、全ての周波数帯において「物的苦情に関する参照値」を下回っていた。”と心身に係る苦情は、G 特性等価音圧レベルのみで 1/3 オクターブバンド周波数別に比較していない。

手引きに従い、心身に係る苦情を 1/3 オクターブバンド周波数別で比較すると、31.5Hz、40Hz、50Hz、63Hz、80Hz では“心身に係る苦情の可能性が考えられる。”このことを明記すべきである。

この意見も準備書に紹介もせず、まして、見解も示していない。

なお、G 特性等価音圧レベルは最大が NO. 4 の 81dB（平日、休日とも）となっており、p520 の 82dB ではない、また、資料 2 では平日 82dB、休日 83dB と食い違っている。

このように低周波音についてはこまごまとした間違いも多く、定量的な評価をすべきとの意見への見解は“予測は、類似施設における低周波音の測定結果を参考に、事業実施区域の敷地境界での低周波音の大きさを推測する、定性的な手法により実施しております。”と居直っているだけである。

低周波音による物的苦情に関する参照値

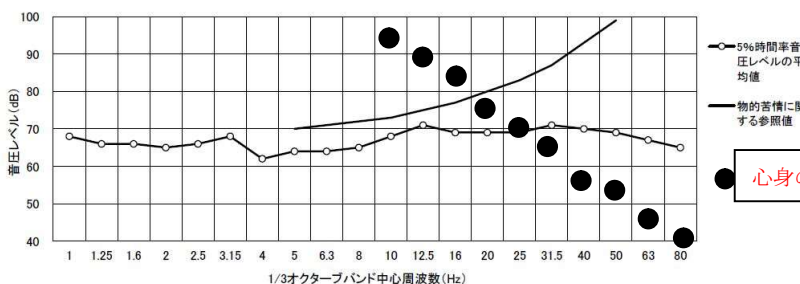
1/3oct.中心周波数 Hz	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3oct.音圧レベル dB	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3oct.中心周波数 Hz	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3oct.音圧レベル dB	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

表 2-4-1(4) 中心周波数別調査結果(平日)(No.4)

資料2 騒音及び超低周波音に係る資料



2-31

- 319 -

⑤環境保全措置(日照障害)は虚偽

* “周辺地域の住宅地への影響をより小さくするため、計画施設はできるだけ北側敷地境界との距離をあげる。”とあるが、等時間日影図 p639 で見ると、計画施設の位置は北側が敷地から 25m 短く、南側は 50m と長くなっている。この環境保全措置(日照障害)は虚偽記載である。記述通り計画施設はあと 10m 以上南側に移動すべきである。なお、この南側移動で北側の振動も軽減される。
この意見は準備書に紹介もされず、当然ながら見解もない

⑥建設廃棄物の発生原単位が過小

* 建設工事等に伴う副産物で“予測に用いた発生原単位は、用途は工場、規模(延床面積)は、10,000m² 以上の場合の値”としているが、“予測は…既設倉庫解体に伴う副産物の発生量を推計した。” p785 とあるため、用途は工場ではなく倉庫とすべきである。出典の“「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(社)日本建設業連合会、平成 24 年 11 月)に示される用途・規模別(延床面積)の発生原単位”では、工場よりも倉庫の方が発生原単位が大きくなっている。出典 p46 を確認すると、10,000m² 以上の全構造で、コンガラは工場で 4.4kg/m² だが、倉庫では 4.9 kg/m²、アスコンは工場で 0.5kg/m² だが、倉庫では 1.6kg/m²、ガラス陶磁器は工場で 0.7kg/m² だが、倉庫では 0.8kg/m² など、ほとんどの品目で倉庫の方が大きい。このような間違えた過小予測は修正すべきである。
この意見も準備書に紹介もされず、当然ながら見解もない。

5 選定経過の土壤汚染経験を十分生かしていない。土壤汚染調査の調査地点不足

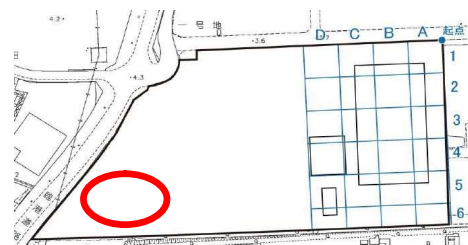
選定経過の土壤汚染経験を十分生かしていない

* 事業実施区域の選定経緯として、“平成 19 年 7 月…半田市クリーンセンター敷地内の最終処分場跡地に決定したが、…環境影響評価の調査・手続きを実施していたところ、平成 23 年 9 月…基準値を超えるダイオキシン類等が検出された。…そのため、供用開始時期を 5 年間延伸し…代替候補地の有無について…改めて検討することとした。”とあるが、この経験が十分生かされていない。

新たな武豊町の事業予定地は、中山名古屋共同発電(株)名古屋発電と日本化学工業愛知工場の間であり、土壤含有量では、鉛が 24 地点中 22 地点で土壤含有量基準を超え、土壤ガス濃度では、テトラクロロエチレンが 24 地点中 1 地点で検出され、検出された 1 地点だけで詳細調査の土壤溶出量と地下水調査を行い“基準に適合”としている。土壤溶出量では、ふっ素及びその化合物が 24 地点中 3 地点で土壤溶出量基準を超えた。また、問題となったダイオキシン類については、わずか 3 地点の調査だけで、“全ての地点で環境基準に適合していた”としているが、周辺の調査地点より高濃度である。こうした土壤汚染が明らかである事業予定地であるため、地歴調査を追加記載するとともに、選定経過の比較検討の環境面で考慮すべきである。

土壤汚染調査の調査地点不足

* “土壤汚染の状況(ダイオキシン類を除く)の調査は、図 8.6-1(1)に示す”とあるが、騒音、振動などの予測で、敷地南西側でフォークリフト 4 台を用いる作業があり、整地作業を伴うものと思われ、その掘削土壌の調査が不足



している。

また、ダイオキシン類の調査が工場棟の3地点だけというのも不十分である。当初の班だし最終処分場でダイオキシン類が検出され、場所の選定からやり直した経過を忘れたのではないか。

6 計画ごみ質の根拠が不明：高質ごみの発熱量はもっと大きい？

* 都市計画対象事業の内容で、計画ごみ質があるが、低位発熱量が低すぎる。低質ごみが6,110KJ/Kg、基準ごみが10,670 KJ/Kg、高質ごみが15,240 KJ/Kgとなっているが「知多南部地域広域ごみ処理施設整備基本計画及びPFI導入可能性調査（平成19年3月）」計画ごみ質の検討で、「実績値（最高：半田市クリーンセンター（平成16年1月7日）18,912kJ/kg、最低：クリーンセンター常武（平成13年1月）4,412kJ/kg」とある。低質ごみは若干の余裕を見ているが、高質ごみについては半田市クリーンセンターの実績最高の18,912kJ/kgの8割しかない。プラスチックなど発熱量の高い高質ごみを焼却すると、焼却施設の損耗が激しく、設計や維持管理には十分な注意が必要となる。その発熱量を少なく見積もって設計してはならない。最高、最低の各1データだけではなく、もっと多くのデータでそのバラツキ、最高と最低の値を確認して、適切な低位発熱量を設定すべきである。

なお、この点について、基本となる「知多南部地域ごみ処理基本計画」ではごみ質の推移で、半田市クリーンセンターの平成26年度のごみの組成分析（乾ベース）、ビニール・合成樹脂・皮革類16.0%で、過去5年間増加してきていることは判明するが、低位発熱量に触れていないまま、計画ごみ質を突然記載することは問題がある。

7 雨水対策が不十分

* “雨水については、計画施設の屋根に降った分を貯留し、植栽への散水等に使用し、余剰が生じた場合は既設排水管に排水し、東側海域に放流する。”とあるが、計画施設の屋根や場内に降った雨水は、水質汚濁防止法が“「排出水」とは、…公共用水域に排出される水をいう。”として、汚水ではなく雨水を含む“水”が規制対象としおり、そのまま放流するようなことがあってはならない。鉛、水銀、ダイオキシン類などの有害物質が含まれている可能性があるため、雨水があふれ出すことがないように十分な貯留槽を設計すべきである。また、少なくとも貯留水の適切な水質分析が必要である。

見解で“場内からの油やごみ等については、建物内及び洗車場等で留まるようにし、雨水によって流出しないように努めてまいります。”とあるだけでは不十分であり、適切な水質分析を行う必要がある。

8 建設機械（騒音・振動）の予測対象時期・対象機器は不適切

* 騒音[振動]について“予測対象時期は、建設機械の稼働等に伴う影響（建設機械からの騒音パワーレベル[振動レベル]の合成値）が最大となる時期として、工事開始後30か月目とした。”とあるが、パワーレベルが98dBの溶接機が16台p496あっても、110dBにしかならず、ラフタークレーン117dB1台にも及ばない。こうした小規模で多量の音源も加えて、パワーレベルの合成値が最大の時を選ぶのでは必ずと言っていいほど過小評価となる。

予測対象時期の選定は、南西角の既設倉庫解体時期についてはフォークリフトなどの建設機器が敷地境界に近くなる、さらには、全体としてパワーレベルが100dB以上の建設機器の合成値が最大の際の2ケースを検討すべきである。資料2建設機械の稼働等における合成騒音レベルを見ても、30か月目には127.1dBであるが、5～8か月目は120dBある。この時期の予測を追加し、敷地境界への影響を検討すべきである。

* 温室効果ガス等の予測に用いる“工事期間中に稼働する建設機械”として、アースオーガーや杭打機など18機種あるが、大気は22～33か月目の11種類（能力別には21種類）、騒音・振動は30か月目に限定されているため7機種だけであり、アースオーガーや杭打機は含まれていない。このように、敷地境界で最大値になる時期を除外する危険のある予測は再検討すべきである。

9 建設機械の予測位置（騒音・振動）が過小評価

*騒音と振動の建設機械予測位置が設定されているが、移動する建設機械が敷地境界に近づく場合には、騒音・振動とも最大になる。その場合を検討すべきである。

この意見への見解は“建設機械の稼働等に伴う影響が最大となる時期として、具体的には建設機械の合成音響パワーレベル（合成振動レベル）が最大となる時期に予測を実施しております。”とあるが、不十分である。

例えば、南西角の4台のバックフォアによる作業が何のためかはこの部分では不明であるが、植生図によれば、12：工場となっており、温室効果ガス等の予測対象時期で“既設倉庫解体を考慮した予測”とあるため、解体と整地作業と思われる。計画施設の配置図では何もないため、記載してその作業の必要性を検討すべきである。そのうえで、もっと敷地境界内側に移動することを検討し、どうしても必要なら、バックフォアによる解体・整地作業が敷地に最近接する位置での予測をすべきである。

また、最大の騒音源であるラフタークレーン 117dB については、これ以上敷地境界に近づけることがないことを明記すべきである。

10 環境保全措置で低公害型建設機械の使用を追加すべき。

*“環境保全措置（建設機械の稼働等）で、使用時の注意、同時稼働を短くする、適時散水の3点しかないが、低公害型建設機械の使用を追加すべきである。平成29年12月28日、国土交通省では、建設現場の作業環境の改善、機械施工が大気環境に与える負荷の低減を目的として、第3次排出ガス対策型建設機械の型式指定を行い、当該建設機械の普及促進に努めており、すでに706機種が指定されている（2次基準は2527機種：平成22年9月指定終了）。この低公害型建設機械の使用を明記すべきである。

なお、方法書への意見“建設機械の対策…より低公害型の建設機械を可能な限り使用するとあるが、どのように担保していくのか”に対する見解は“工事受注者に対し、可能な限り低公害型の建設機械を使用するよう指導してまいります。”と曖昧な表現ながら触れているにもかかわらず、本文の環境保全措置で全く触れていないのは虚偽の見解である。

*“低騒音型建設機械を可能な限り使用する。”という言葉だけであり、事業者の実行可能な範囲でできる低減策とは言えない。事業者として“指定されている機種は低騒音型建設機械を使用する。”と決定し、工事契約書に記載すればできる対策である。建設機械の予測条件では、バックホウ、ラフタークレーン（ホイールクレーン）、クローラクレーン、空気圧縮機、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、溶接機があげられているが、コンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車、溶接機以外は国土交通省により低騒音型建設機械として指定されている。

*工事の実施（建設機械の稼働等）で“また、工事にあたっては低騒音・低振動型の建設機械等の導入等を図ることから、建設機械の稼働等によるミサゴの生息環境への影響は小さいと予測する。”（ケリも同文）とあるが、“可能な限り使用する”と“導入等を図る”とはどちらが正しいのか。また、環境保全措置（建設機械の稼働等）で“低騒音・低振動型の建設機械を導入する。”とあるのは、“低騒音型建設機械を可能な限り使用する。”と食い違っている。

11 廃棄物運搬車両の低公害化が明記されていない。

*環境保全措置（資材の搬出入）で「工事用資材等運搬車両は、NOx・PM法適合車両を用いる。」とあることは評価できる。方法書で“「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」…率先してこの要綱に従い、工事発注時に車種規制非適合車を使用しないことを明記すべきである。”と指摘したことに対する対応といえる。しかし、環境保全措置（廃棄物の搬出入）で“廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車等）の使用に努める。””廃棄物運搬車両は、NOx・PM法適合車両を用いるよう努める。“とあるが、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」の趣旨に従い、廃棄物運搬車両等に車種規制非適合車を使用しないことを決定することができるはずであり、その旨を明記すべきである。

*“廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車等）の使用に努める。”とあるが、低公害車としての電気自動車に触れるべきである。また、使用に努めるという言葉だけではなく、2市3町の廃棄物運搬車両の更新の際は、電気自動車、低燃費車等に更新することなど、具体的なスケジュールを明記すべきである。

この意見への見解は“構成市町に対し、廃棄物運搬車両の更新の際には、低公害車の導入を促進するよう求めてまいります。”という程度では不十分である。

ちなみに、名古屋市の富田工場更新事業の評価書（平成27年7月）では環境保全措置として“ごみ収集車の更新にあたっては低公害車を導入する。”と明記している。

12 大気の評価は間違い：低公害型建設機械の使用という回避・低減策がある。

* 工事の実施（資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、掘削、盛土等の土工）、土地又は工作物の供用（廃棄物等の搬入及び搬出）の評価で“事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。”とあるが、環境保全措置で、いずれの場合も低公害型建設機械の使用が明確になっていない。

13 環境保全措置（ばい煙の排出）で維持管理方法が不十分

環境保全措置（ばい煙の排出）で維持管理方法が不十分

* “燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正に管理する。”とあるが、大事な維持管理に関する情報公開が欠落している。廃棄物処理法が2010.5.19に改正公布され、民間の一般廃棄物処理施設（第9条の3）と産業廃棄物処理施設（第15条の2の3）は「施設の維持管理の状況に関する情報」について「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされ、2011.4.1から施行される。地方自治体としての一部事務組合である知多南部広域環境組合は、率先してこれ以上の情報公開、例えば、施設の維持管理情報はもちろん、周辺環境の測定結果なども、インターネットで公開することを明記すべきである。

“燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、定期的な調査を実施して適正に管理する。”とあるが、廃棄物処理法上の構造基準だけであり、維持管理基準について触れられていない。「ごみの均一混合、ごみ投入は外気と遮断し定量・連続、燃焼ガスは800℃以上・連続測定、運転開始、停止時は助燃装置作動等、集じん器へ流入する燃焼ガスは200℃以下に冷却、CO濃度は100ppm以下・連続測定、などにより維持管理の技術上の基準（廃棄物処理法規則第4条の5）を遵守する」ことを具体的に記述すべきである。

* “排出ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀等の定期的な調査を行い、適切な運転管理の徹底に努める。”とあるが、廃棄物処理法の維持管理の技術上の基準では、「ダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること」とされ、排出ガスについては測定が義務づけられており、周辺を含めたそれ以上の定期的な調査、公表を行うべきである。

14 騒音の評価は不十分、間違い

騒音の評価（道路交通騒音）は不十分

* 工所用資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の走行について、“増加する騒音レベルは1dB未滿と小さいことから、騒音に係る環境基準の適合状況に影響を及ぼすものではないと評価する”、と、悪名高い環境基準と比較しているだけであるが、NO.5、No.6、NO.7に適用している「70dB以下」は、通常の「道路に面する環境基準」より更に緩い「幹線交通を担う道路に近接空間」に適用される特例であり、単純にこの値と比較するだけでは不十分である。広島高裁判決2014.1.29「昼間屋外値Leq65dBを超える場合に、本件損害賠償請求が認められる」は、国側が上告しないことにより確定している。この確定した広島高裁判決の内容も踏まえて評価を再検討すべきである。

ちなみに、名古屋市が環境影響評価中の南陽工場更新事業では、配慮書への意見に対する事業者の見解で、道路騒音の評価は、環境基準のほかに“環境基準から5dB減じた値”（これは広島高裁で確定した値と同じ）との比較を方法書に記載すると明言し、実際に方法書(2018)年1月)p46の周辺地域の概況の道路騒音で“藤前1丁目で昼間77dB、夜間75dBであり、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）*1を超過している。また、一般国道23号や主要県道名古屋中環状線等において、環境基準（幹線交通を担う道路における特例基準値）から5dB減じた値*2を超過している地点がある。*1 昼間：70dB以下 夜間：65dB以下 *2 昼間：70dB以下 夜間：65dB以下

下(平成7年7月7日 最高裁判決で示された騒音の受忍限度…昼間 65dB、平成26年1月29日広島高裁で示された騒音の受忍限度…昼間屋外 65dB、夜間室内 40dB)としている。

騒音の評価は間違い：もっと回避・低減策がある

* 工事の実施（建設機械の稼働等）、土地又は工作物の供用（廃棄物等の搬入及び搬出）の評価で“事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。”とあるが、建設機械の稼働等では、“低騒音型建設機械を可能な限り使用する。”という言葉だけであり、事業者の実行可能な範囲でできる低減策とは言えない。事業者として決定し、工事契約書に記載すればできる対策である。

廃棄物等の搬入及び搬出では“廃棄物運搬車両は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車等）の使用に努める。”とあるが、低公害車としての電気自動車に触れるべきである。また、使用に努めるという言葉だけではなく、2市3町の廃棄物運搬車両の更新の際は、電気自動車、低燃費車等に更新することなどを明記すべきである。

15 振動の環境保全措置（機械等の稼働）を追加検討すべき

* p545 で最大値を示す敷地境界上で 69dB と予測され、夜間の規制基準値 70dB に近い。経年劣化等でもっと振動が大きくなる危険性を考慮すべきである。

これは振動源機器の位置で、炉室が最も北側であり、最大の振動源ボイラ給水ポンプ 90dB 4 台があるためである。基本的には、計画施設そのものをあと 10m 程南側へ移動すべきである。それではなければ、その南側のごみ受入施設、プラットホームと位置を入れ替えて、炉室を真ん中にすることを検討し、駄目でも、給水ポンプの位置をもっと南側に移動すべきである。

16 環境保全措置（景観）は確定しているのか

* “建物の外観は、周辺景観との調和に配慮した施設の形状及び色彩とする。”とあるが、景観予測結果（No.3：武豊町地域交流施設）が正しいとすれば、不格好な灰色の建物が建っているだけで、とても形状及び色彩に配慮したとは言えない。それとも、色彩はこれから考えるという事か。

“武豊町地域交流施設からの眺望景観に変化が生じるものの、…環境保全措置を実施することから、景観に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。”はあまりにも独りよがりの判断である。

17 温室効果ガスの評価は基準との整合性追加を

* 温室効果ガスの評価は、工事中、供用時ともに、環境影響の回避・低減に係る評価だけであるが、予測で具体的に、稼働時で 32,759.8—16,085.2=16,676.6t-CO₂/年 p808、工事車両走行で 3,864.2 t-CO₂ p807、建設機械稼働で 3,539.6 t-CO₂ p807、廃棄物運搬車両の走行で 1,182.5 t-CO₂/年で、温室効果ガス総排出量は稼働時に 2,859.1t-CO₂/年、工事中に 7,403.8 t-CO₂ もあることを予測しているのだから、「環境保全に関する基準等との整合性に係る評価」を追加記載すべきである。このままでは何のために予測したのかわからなくなる。

第2次武豊町地球温暖化対策実行計画は平成21年度から平成25年度を計画期間として、武豊町の行政事務で基準年度の温室効果ガス排出量 2,661.296 t-CO₂/年を平成26～30年度に2%削減すると各種対策を講じることとしている。この武豊町の実行計画の基準年の排出量（約 2661 t-CO₂/年）以上に稼働時だけで排出する今回の業計画（約 2859 t-CO₂/年）は認められるのか。

また、愛知県が2018年2月5日に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」では、2013年度比26%減を目指し、8,238万 t-CO₂/年を6,093万 t-CO₂/年にするため、排出量を産業部門4,015万 t-CO₂を3,471万トン（▲13.5%、544万 t-CO₂）などと全ての分野で努力する計画となっている。この2,145万 t-CO₂/年を削減する計画に対し、今回の業計画（約 2859 t-CO₂/年、工事で約 7404 t-CO₂）は、「あいち地球温暖化防止戦略2020」にとってどのような悪影響を与えるのか、整合性の評価結果を追加記載すべきである。

18 ダイオキシン類の既存資料調査が不十分

*大気質その他の大気に係る環境の状況で、ダイオキシン類の調査結果が武豊町役場でH27年度に0.022pg-TEQ/m³とあるだけであるが、既存データの調査としては不足している。廃棄物処理法で民間の一般廃棄物処理施設(第8条の2)と産業廃棄物処理施設(第15条の2)許可の基準等で「施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。」とされ、施行令第5条の3で「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であって、…施設の過度の集中による生活環境への影響を勘案して環境大臣が定める」としている。民間の見本となるべき自治体(一部事務組合)は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃度については、毎年度、事業者が報告している結果を県が公表している。その武豊町分だけでも下表のように記載すべきである。

また、この地域のダイオキシン類濃度は現地調査で、0.025、0.025、0.023、0.024、.034pg-TEQ/m³Nあるが、愛知県の一般環境のダイオキシン類調査結果(平成27年度)と比べると、下図の赤丸のように、累積して60%と86%に位置し、ダイオキシン類の環境条件は悪い方である。こうしたことも考慮した評価が必要である。

平成27年度ダイオキシン類に係る事業者による測定結果(愛知県公表) http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/228896.pdf							
番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月	(単位:ng-TEQ/m ³ N)		
					排出ガス濃度	排出基準	備考
373	(株)ニートレックス本社	武豊町字小迎184番地	廃棄物焼却炉				休止のまま廃止
374	ファイザー・ファーマ(株)名古屋工場	武豊町字五号地2番地	廃棄物焼却炉	H27.5.28	0.3	10	測定後、廃止
375	愛知県西部家畜保健衛生所	武豊町内飽1-2	廃棄物焼却炉				休止
376	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	武豊町字沓町田27	廃棄物焼却炉	H27.8.5	0.0034	5	
377	常滑武豊衛生組合クリーンセンター	武豊町字沓町田27	廃棄物焼却炉	H27.8.5	0.021	5	
378	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製造用施設	H27.10.7	0.31	5	
379	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製造用施設	H27.10.27	0.00018	5	
380	正起金属加工(株)名古屋工場	武豊町大字富貴字中田1番20	アルミニウム合金製造用施設	H27.10.27	0.00018	5	
381	中部知多衛生組合	武豊町字沓町田90-10	廃棄物焼却炉	H27.6.19	0.0079	10	
382	中部知多衛生組合	武豊町字沓町田90-10	廃棄物焼却炉	H27.6.22	0.02	10	

